

平成30年度南大隅町議会定例会3月会議 会議録(第1号)

招集年月日 平成30年 4月 3日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成30年 4月 3日 午前10時00分

開 議 平成31年 3月 6日 午前10時00分

応招議員 全 員
 不応招議員 な し
 出席議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	9番 持留 秋男 君	13番 大村 明雄 君

欠席議員 な し

会議録署名議員 : (5番) 後藤 道子 君 (6番) 水谷 俊一 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 濱川 和弘 君 (書記) 立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	経済課長	川元 俊朗 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	上大川 秋広 君
教 育 長	山崎 洋一 君	税務課長	上之園 健三 君
総務課長	相羽 康德 君	建設課長	熊之細 等 君
支 所 長	馬見塚 大助 君	町民保健課長	田中 輝政 君
会計管理者	下園 敬二 君	総務課課長補佐	愛甲 真一 君
企画課長	尾辻 正美 君	総務課課長補佐	中之浦 伸一 君
観光課長	打越 昌子 君	総務課主幹	山里 真奈美 君
介護福祉課長	下園 ひとみ 君	総務課財政係長	石畑 光紀 君

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 平成31年 3月 5日 午後 1時 58分

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議期間の決定

日程第 3 諸般の報告

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

日程第 4 議案第 4 2 号 「請負契約（佐多岬ふれあいセンター外壁改修工事）の締結について」の議決の一部変更について

日程第 5 議案第 4 3 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件

日程第 6 議案第 4 4 号 平成 3 0 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 0 号）について

日程第 7 議案第 4 5 号 平成 3 0 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 8 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について

日程第 9 議案第 4 7 号 平成 3 0 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 1 0 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 6 号）について

日程第 1 1 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 2 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 3 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 4 議案第 5 2 号 南大隅町個人情報保護条例の全部を改正する条例制定の件

日程第 1 5 議案第 5 3 号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 1 6 議案第 5 4 号 南大隅町公営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 1 7 議案第 5 5 号 南大隅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 1 8 議案第 5 6 号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について議決を求める件

日程第 19 議案第 57 号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 20 議案第 58 号 権利の放棄について議決を求める件

日程第 21 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

(議案上程・説明・質疑・委員会付託)

日程第 22 議案第 59 号 平成 31 年度一般会計予算について

日程第 23 議案第 60 号 平成 31 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 24 議案第 61 号 平成 31 年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について

日程第 25 議案第 62 号 平成 31 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について

日程第 26 議案第 63 号 平成 31 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について

日程第 27 議案第 64 号 平成 31 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について

日程第 28 議案第 65 号 平成 31 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について

日程第 29 議案第 66 号 平成 31 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成 30 年度南大隅町議会定例会 3 月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定によって、後藤道子さん及び水谷俊一君を指名します。

▼ 日程第 2 審議期間の決定の件

議長（大村明雄君）

日程第 2 審議期間の決定の件を議題とします。
3 月会議の審議期間は、本日から 3 月 26 日までの 22 日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、3 月会議の審議期間は、本日から 3 月 26 日までの 22 日間に決定しました。

▼ 日程第 3 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第 3 諸般の報告を行ないます。
監査委員から定例監査、事務監査及び 12 月から 2 月までの例月出納検査の結果に関する報告が提出されました。
次に、本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情書の写しのとおり、配付及び所管の常任委員会に付託しました。
また、教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が提出されました。
これらの内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。
なお、一般的事項につきましては、お手元に印刷配付いたしておりますので、口頭報告

を省略します。

▼ 日程第4 議案第42号 請負契約（佐多岬ふれあいセンター外壁改修工事）の締結についての議決の一部変更について

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第42号 請負契約（佐多岬ふれあいセンター外壁改修工事）の締結についての議決の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

議案第42号は、請負契約（佐多岬ふれあいセンター外壁改修工事）の締結についての議決の一部変更についてであります。

本件は、同請負変更契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

平成30年度南大隅町議会定例会10月会議において議決された議案第22号の契約の締結に係る議決内容のうち、契約金額6千6百74万4千円を6千5百7万5千円に変更するものでございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号 請負契約（佐多岬ふれあいセンター外壁改修工事）の締結についての議決の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 請負契約（佐多岬ふれあいセンター外壁改修工事）の締結についての議決の一部変更については、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第5 議案第43号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第43号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第43号は、南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件であります。

本件は、郡へき地診療所に超音波画像診断装置導入、事業費3百45万6千円を内容とする郡辺地総合整備計画、並びに佐多岬熱帯果樹施設整備事業として、ハウス3棟と冷蔵庫・冷凍庫の備品購入、事業費4千6百45万3千円、及び佐多岬ふれあいセンター改修事業として、壁面塗装3千9百25㎡、事業費7千4百17万円を内容とする大泊辺地総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、県との事前協議のうえ、議会の議決を求めるものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 43 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

- ▼日程第 6 議案第 44 号 平成 30 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）について
- ▼日程第 7 議案第 45 号 平成 30 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- ▼日程第 8 議案第 46 号 平成 30 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- ▼日程第 9 議案第 47 号 平成 30 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- ▼日程第 10 議案第 48 号 平成 30 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 6 号）について
- ▼日程第 11 議案第 49 号 平成 30 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について
- ▼日程第 12 議案第 50 号 平成 30 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ▼日程第 13 議案第 51 号 平成 30 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 6 議案第 44 号 平成 30 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）についてから、日程第 13 議案第 51 号 平成 30 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についてまで、以上 8 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（森田俊彦君）

ただ今、一括提案となりました、議案第 44 号から議案第 51 号までの 8 件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第 44 号は、平成 30 年度南大隅町一般会計補正予算(第 10 号)についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 1 千 9 百 93 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 2 百 14 万 9 千円とするものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳入歳出予算では、歳出予算において、ふるさとおこし基金積立金、ふるさと納税推進事業、被災農業者向け経営体育成支援事業、畜産クラスター事業、小中学校空調設備設置事業等の計上及び事務事業の決算見込みによる増減を行い、歳入予算では、歳出の増減に伴う、特定財源、一般財源について調整したところでございます。

また、第 2 条では、本庁舎建設事業に係る継続費の本年度決算見込みによる減額並びに来年度以降の事業費の調整を行い、第 3 条では、次年度への繰り越しが必要な 16 事業について繰越明許費の追加を、第 4 条では、債務負担行為の追加及び変更を、第 5 条では、地方債の追加及び借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第 45 号は、平成 30 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 千 9 百 1 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 12 億 9 千 9 百 6 万 3 千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳出において、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費等の増額並びに決算見込みによる調整等を行ない、一方、歳入予算では、保険給付費等交付金及び一般会計繰入金等の調整を行ったところであります。

次に、議案第 46 号は、平成 30 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 6 百 23 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4 千 8 百 12 万 7 千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整等でございます。

次に、議案第 47 号は、平成 30 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 百 91 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2 千 76 万 5 千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整等でございます。また、第 2 条は、地方債の借入限度額の変更を行なうものであります。

次に、議案第 48 号は、平成 30 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 6 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 千 2 百 65 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 7 千 4 百 64 万 7 千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳出予算において、地域密着型介護サービス給付費及び高額介護サービス費等の増額、地域支援事業・介護給付費負担金に係る前年度分精算のための償還金の追加計上、事務事業等の決算見込みによる予算調整を行ない、歳入予算においてもそれぞれ決算見込みによる調整を行っております。

次に、議案第 49 号は、平成 30 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1 百 28 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 千 7 百 52 万 1 千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整であります。

次に、議案第 50 号は、平成 30 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8 百 94 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 千 3 百 72 万 4 千円とするものであります。

今回の補正は、事務事業費の決算見込みによる調整でございます。

また、第 2 条では、債務負担行為の設定を行い、第 3 条では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第 51 号は、平成 30 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 百 28 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 4 百 88 万 4 千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みにより、歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第 44 号 一般会計補正予算（第 10 号）についてご説明いたします。

まず、1 ページでございます。

議案第 44 号 平成 30 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）

平成 30 年度 南大隅町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 1 千 9 百 93 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 2 百 14 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

7 ページをお開きください。

第 2 表 継続費補正でございますが、本庁舎建設事業の事業費を補正前額 16 億 4 千 8 百 78 万円から 7 千 1 百 84 万 1 千円を減額し、15 億 7 千 6 百 93 万 9 千円とするものでございます。

続いて、下段の第3表 繰越明許費でございますが、佐多岬熱帯果樹施設整備事業3千2百61万9千円ほか15事業について繰り越しを行うものでございます。

その他の事業名及び金額についてはお目通しをお願いいたします。

8ページをお開きください。

第4表 債務負担行為補正であります。派遣職員住宅等賃借料（後期高齢者医療広域連合）分及び南大隅町立歯科診療所指定管理委託料を追加し、派遣職員住宅等賃借料鹿児島県分の期間及び限度額を変更するものでございます。

次に、第5表 地方債補正であります。今回1件の追加と9件の変更をするものでございます。

まず追加でございますが、学校教育施設等整備事業、限度額1億3千3百90万円でございます。

変更につきましては、合併特例事業を6億3千1百10万円に、過疎地域自立促進特別事業を1億90万円に、道路橋梁整備事業を1億1千7百40万円に、消防施設整備事業を1千7百90万円に、防災行政無線整備事業を7百20万円に、農業振興事業を4千2百70万円に、観光施設整備事業を1億1千1百50万円に、災害復旧事業を4百60万円に、保健体育事業を9百20万円に、それぞれ変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

続きまして、11ページ以降の歳入歳出についてでございますが、今回の補正は、事業費確定及び決算見込み等による歳入歳出の調整を行うものでございます。

なお、主なものについてご説明いたします。

13ページをお願いします。

歳入でございますが、14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 教育費国庫補助金に2千3百18万6千円。これは小学校空調設備設置事業のための学校施設環境改善交付金でございます。

14ページをお願いします。

15款 県支出金、2項 県補助金、4目 農林水産業費補助金を4千1百2万3千円。主なものといたしましては、被災農業者向け経営体育成支援事業及び畜産クラスター事業に伴う県補助金を計上したものでございます。

15ページをお願いします。

16款 財産収入、2項 財産売払収入、1目 不動産売払収入7百37万8千円。主なものとしましては、国有分収林売払収入を計上したものでございます。

16ページをお願いします。

17款 寄附金、1項 寄附金、2目 ふるさと納税寄附金に2千万円。これは3月までの歳入見込み分を計上したものでございます。

19ページ以降歳出についてでございますが、減額分については割愛させていただき、追加分の主なものについてご説明いたします。

まず人件費につきましては、職員採用に伴う費目間調整等を行っております。

21ページをお願いします。

2款 総務費、1項 総務管理費、6目 企画費に4百13万6千円。これは、主にふるさと納税見込み額増額に係るふるさと納税推進事業経費を計上したものでございます。

22ページをお願いします。

下段の14目 減債基金費から23ページの19目 産業振興基金費までは、財産運用収入、ふるさと納税寄附金等を財源として積み立てを行うものでございます。

26 ページをお願いします。

3 款 民生費、1 項 社会福祉費、4 目 障害者福祉費に 4 百 21 万円。これは、主に重度心身障害者医療費及び自立支援給付費の決算見込みによる追加を計上いたしました。

31 ページをお願いします。

5 款 農林水産業費、1 項 農業費、3 目 農業振興費、負担金補助及び交付金に、被災農業者向け経営体育成支援事業（園芸）補助金として 5 百 17 万 9 千円を計上するものでございます。

32 ページをお願いします。

6 目 畜産業費 負担金補助及び交付金に、畜産クラスター事業補助金として 3 千 6 百 76 万円。被災農業者向け経営体育成支援事業（畜産）補助金として 1 千 2 百 66 万 6 千円を計上するものでございます。

33 ページをお願いします。

同じく、5 款 農林水産業費の 2 項 林業費、3 目 町有林整備事業費に分収林交付金 7 百 22 万円。国有分収林の売払処分に伴う交付金でございます。

36 ページをお願いします。

6 款 商工費、1 項 商工費、4 目 観光施設費 委託料に指定管理委託料 1 百 70 万円。これは重油仕入れ単価高騰により基本協定に基づき、根占温泉ネッピー館の指定管理者に支払うものでございます。

40 ページをお願いします。

9 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費 委託料に工事監理委託 3 百 84 万 2 千円。工事請負費に 1 億 5 千 7 百 18 万 3 千円。これは小中学校空調設備設置事業に係る経費を計上するものでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（田中輝政君）

続きまして、議案第 45 号をお願いいたします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

議案第 45 号 平成 30 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 千 9 百 1 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 9 千 9 百 6 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

7 ページをお開きください。

まず歳出をご説明いたします。

2 款 保険給付費、1 項 療養諸費、1 目 一般被保険者療養給付費 7 千 5 百万円と、8 ページの 2 項 高額療養費、1 目 一般被保険者高額療養費 1 千 5 百万円の増額は、決算見込みによる調整等を行ったところでございます。

次に 6 ページをお開きください。

歳入でございます。

6款 県支出金、2項 県補助金、2目 保険給付費等交付金 9千1百6万6千円と、9款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金 1百91万4千円の増額等で、財源調整を行ったところでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

建設課長（熊之細等君）

それでは、次に議案第46号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第46号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成30年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6百23万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4千8百12万7千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、今回の補正は、事業費実績を見込んで増減調整を計上したものでございます。

1款 事業収入、1項 事業収入、1目 水道使用料、2節 滞納繰越分 1百34万5千円につきましては、徴収実績に伴う増減、増額補正。2目 工事収入 25万円につきましては、水道工事の増加に伴う現年度工事収入等の増額補正でございます。

また、5款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金 7百88万1千円の減額につきましては、全体事業費の減少を見込み、一般会計からの繰入金を減額調整するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出の主な補正では、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の13節 委託料 64万8千円の減額は、水質検査委託料 36万6千円の減額が主なものとなっております。また、2目 簡易水道管理費につきましても事業実績を見込み、13節 委託料 1百47万3千円の減額は、除草清掃委託 1百15万9千円の減額が主なものとなっております。

8ページをお願いいたします。

3款 公債費、1項 公債費、2目 利子 2百9万5千円の減額につきましては、平成29年度の事業実績額の減少に伴い、借入金が増加したことにより、その償還利子を減額補正するものでございます。

以上、よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（馬見塚大助君）

それでは、議案第47号 診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

議案第47号 平成30年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3百91万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千76万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いします。

第2表 地方債補正であります。事業費の決定による調整をお願いするものでございます。事業の限度額1百70万円を10万円減額し、1百60万円に減額変更するものであります。事業内容としましては、医療機器整備費決定によるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と変更ございません。

9ページ、10ページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

郡診療所の医療用薬品代10万円の増額は、支出見込みによる計上であります。減額につきましては、各事業それぞれ不用額の調整をいたしております。

詳細につきましてはそれぞれ表記しておりますので、お目通しをお願いいたします。

7ページ、8ページをお願いします。

歳入でございますが、減額の主なものとしまして、2款 県支出金、1項 県補助金、1目 医療施設運営費補助金2百80万6千円は、大泊診療所、郡診療所医療施設運営費補助金及び財源調整として、3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金1百17万6千円を減額しようとするものでございます。

よろしく、ご審議ご決定くださるようお願いいたします。

介護福祉課長（下園ひとみ君）

それでは、議案第48号 平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第6号）

平成30年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千2百65万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7千4百64万7千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

9ページをお開きください。

2款 保険給付費、1項 介護サービス等諸費、3目 地域密着型介護サービス給付費を1千7百万円、その下の4項 高額介護サービス等費、1目 高額介護サービス費を3百万円。給付の実績が増えたことによります増額補正をさせていただくものでございます。

次に、10ページをお開きください。

3款 地域支援事業費、2項 包括的支援事業・任意事業費、1目 総合相談・権利擁護

事業、19節 介護予防事業派遣負担金 6万1千円の増。2目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、19節 介護予防事業派遣負担金 29万7千円の増額につきましては、地域包括支援センターの職員の給与、時間外手当の増によるものでございます。

次に、11ページをお開きください。

5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、2目 償還金につきましては、平成29年度介護給付費の確定及び地域支援事業費の確定に伴い、国、県へ負担金及び補助金の返納のため3千5百71万8千円を増額補正させていただくものでございます。

なお、歳入につきましては、6ページから8ページ、規定率に従いまして定められた割合を乗じてそれぞれに計上をしてございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第49号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

議案第49号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

平成30年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1百28万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千7百52万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

1款 総務費、1項 施設管理費、1目 一般管理費、公用車の燃料費、車検手数料等の役務費、介護予防マネジメント委託、公用車の入札執行残など、事務事業費の決算見込みによります調整でございませう。この減額に伴いまして、6ページの歳入につきまして一般会計からの繰入金で財源調整をしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

支所長（馬見塚大助君）

それでは、議案第50号 下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

議案第50号 平成30年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度南大隅町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8百94万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千3百72万4千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお願いします。

第2表 債務負担行為であります。4月1日からの事業開始に伴い、し尿処理場管理委託を設定するものでございます。

第3表 地方債補正であります。事業費の決定による調整をお願いするものでございます。事業の限度額7百40万円を3百40万円減額し、4百万円に減額変更するものであります。事業内容としましては、農業集落排水施設整備事業費決定によるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

8ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

各予算費目の細目について、各事業それぞれ不用額の調整をいたしております。

減額の主なものとしまして、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 農業集落排水事業費、13 委託料 下水道管網図作成業務委託料6百70万円、設計委託料1百万円、15 工事請負費 1百万円をそれぞれ減額しようとするものです。

7ページをお願いします。

歳入でございますが、減額の主なものとしまして、2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 下水道費国庫補助金を事業費の決定に伴い4百35万円。

同じく、3款 県支出金、1項 県補助金、1目 下水道費県補助金を1百4万4千円。

7款 町債を3百40万円、それぞれ減額しようとするものです。

よろしく、ご審議ご決定くださるようお願いいたします。

町民保健課長（田中輝政君）

続きまして、議案第51号をお願いいたします。

南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第51号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3百28万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千4百88万4千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

歳入につきましてですが、普通徴収保険料補正額3百96万円を増額いたしております。これは現年度分でございます。

続きまして、7ページ歳出でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金4百19万5千円の増額でございます。

今回の補正につきましては、決算見込みにより歳入歳出予算の調整を行ったものでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第 44 号 平成 30 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）について質疑はありませんか。

10 番（大久保孝司君）

心配してるわけではないんですが、27 年度、28 年度、29 年度、明繰が結構出てきているというふうに感じております。28 年度は 3 件ぐらい、3 事業ぐらいだったと思うんですが、今年度はまた更に多くて、この 3 月補正で出ております畜産クラスター事業、それから被災農業者向け経営体育成支援事業、そして小中学校空調設備設置事業、これは国、県の事業が今回入っておりますのでいたし方ないというふうには感じておりますけれども、それにしても 16 件の事業が多いというのは少し疑問を感じるんですが、そこら辺りの説明はできますか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

大久保議員が言われますとおり、国庫補助事業が絡んだ畜産クラスター事業等については、国の予算等の関係で遅れてきたところがございます。特に、小中学校空調設備設置事業については、国の補正予算債ということで内示等の部分が強く影響したところがございます。また、災害復旧事業に係る 3 件については、9 月から 10 月の災害ということでこれはいたし方なかったかなというふうに感じているところがございます。

全体的に年度内の完成が基本でございますので、早期の工事発注等に心がけて、今後できるだけですね、繰り越しが発生しないように心掛けていきたいというふうに考えております。

議長（大村明雄君）

いいですか。

他に質疑はないですか。

6 番（水谷俊一君）

一般会計の中の、

（「ちょっと、マイクを。」との議長の声あり。）

7 ページなんですけど、継続費の補正があがってます。
減額補正された理由をお伺ひいたします。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康德君）

本庁舎建設事業に伴います継続費の変更でございますが、今回の減額の主な内容といたしましては、本体工事費、これが確定をしたことに伴います前金払いの減額に伴うものでございます。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 44 号 平成 30 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号 平成 30 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

10 : 52

～

10 : 52

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第 45 号 平成 30 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につ

いて質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから議案第 45 号 平成 30 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 45 号 平成 30 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第 46 号 平成 30 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 46 号 平成 30 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号 平成 30 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 47 号 平成 30 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 47 号 平成 30 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号 平成 30 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 48 号 平成 30 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 6 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 48 号 平成 30 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 6 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号 平成 30 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 6 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 49 号 平成 30 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号 平成 30 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号 平成 30 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 50 号 平成 30 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 50 号 平成 30 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号 平成 30 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第 51 号 平成 30 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第 51 号 平成 30 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 51 号 平成 30 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。
休憩します。

10 : 58
～
11 : 09

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

▼ 日程第 14 議案第 52 号 南大隅町個人情報保護条例の全部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 14 議案第 52 号 南大隅町個人情報保護条例の全部を改正する条例制定の件を

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 52 号は、南大隅町個人情報保護条例の全部を改正する条例制定の件であります。本件は、個人情報に係る法律の一部改正が施行され、地方公共団体に対し個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い等の見直しなど、保有する個人情報の適正な取扱いの確保について必要な措置を求められました。

このことから、法改正等の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適正な個人情報保護対策を実施するため、条例の全部を改正するものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 52 号 南大隅町個人情報保護条例の全部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号 南大隅町個人情報保護条例の全部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 15 議案第 53 号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 15 議案第 53 号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 53 号は、南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本件は、人事院規則において職員の勤務時間、休日及び休暇の一部が改正されたことに伴い、所要の改定を行うものであります。

主な内容は、時間外勤務命令の上限時間等を定めるため、新たに第 3 項を追加し、必要な事項は規則に委任する改正を行なうものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 53 号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号 南大隅町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 16 議案第 54 号 南大隅町公営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 16 議案第 54 号 南大隅町公営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 54 号は、南大隅町公営住宅条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本件は、社会情勢の変化に伴い住宅に困窮する入居者も多様化していることから、入居資格の適用範囲を拡大し、効率的かつ効果的に管理し、供給したいため、所要の改正を行うものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 54 号 南大隅町公営住宅条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号 南大隅町公営住宅条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 17 議案第 55 号 南大隅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 17 議案第 55 号 南大隅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 55 号は、南大隅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本件は、水道法施行規則の一部を改正する省令により、技術士試験の第二次試験の選択枠が見直されることにより、所要の改正を行うものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 55 号 南大隅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号 南大隅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 18 議案第 56 号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 18 議案第 56 号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の變更について議決を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 56 号は、鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の變更について議決を求める件であります。

本件は、大隅定住自立圏形成協定に基づき、大隅圏域の医療や福祉、産業振興、教育文化など様々な課題解決に向け実施している第 2 次大隅定住自立圏共生ビジョンの実施期間が、2018 年度までとなっていることから、次期ビジョンを策定するに当たり現行の協定内容の變更を行おうとするものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第 56 号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 56 号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第 19 議案第 57 号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 19 議案第 57 号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 57 号は、南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求めるものがあります。

本件は、南大隅町立歯科診療所の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1、施設の名称は、南大隅町立歯科診療所
- 2、指定管理者となる団体は、
住所 肝属郡南大隅町佐多伊座敷 3591 番地
名称 佐多地区歯科診療所

代表者名は、安楽 弓人 氏

3、指定の期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間であります。
よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第57号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求め
る件を採決します。
お諮りします。
本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第57号 南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求
める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第20 議案第58号 権利の放棄について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第20 議案第58号 権利の放棄について議決を求める件を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 58 号は、権利の放棄について議決を求める件であります。

本件は、水道使用者が住所不明等により、時効の援用がなされず累積している水道料金の債権を放棄したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1、放棄する権利は、水道料金債権
 - 2、債権額は、44 万 6 千 3 百 14 円
 - 3、件数は 43 件
 - 4、債権の概要は、平成 16 年度から平成 27 年度分でございます。
- よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 58 号 権利の放棄について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号 権利の放棄について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第 2 1 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 21 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

諮問第 2 号は、人権擁護委員の推薦について意見を求める件であります。

本件は、人権擁護委員に、南大隅町佐多馬籠 932 番地 6 「山野 妙子 氏」を選任するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて候補者として推薦するものでございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人権擁護委員の推薦適任者であるという意見としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件は、推薦適任者であるという意見とすることに決定しました。

▼ 日程第 2 2 議案第 5 9 号 平成 3 1 年度南大隅町一般会計予算について

▼ 日程第 2 3 議案第 6 0 号 平成 3 1 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算
について

▼ 日程第 2 4 議案第 6 1 号 平成 3 1 年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算につ
いて

- ▼ 日程第 25 議案第 62 号 平成 31 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 26 議案第 63 号 平成 31 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 27 議案第 64 号 平成 31 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第 28 議案第 65 号 平成 31 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について
- ▼ 日程第 29 議案第 66 号 平成 31 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議長（大村明雄君）

日程第 22 議案第 59 号 平成 31 年度南大隅町一般会計予算についてから日程第 29 議案第 66 号 平成 31 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまで、以上 8 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

《 施政方針 》

町長（森田俊彦君）

ただいま、一括提案となりました議案第 59 号から議案第 66 号までの提案理由と併せまして、まず冒頭に平成 31 年度の町政運営に関します私の施政方針を述べさせていただきます。

まず、昨年度を振り返りますと、平成 30 年度は、「南大隅町関係人口拡大」をキャッチフレーズとして取り組み、前年度と比較して約 2 倍の年間 40 万人を超える観光客に来町いただきました。

なかでも、雄川の滝は、NHK 大河ドラマ「西郷どん」のオープニング映像に使用され、平成 30 年 8 月 10 日に霧島錦江湾国立公園に編入されたことで、前年比約 3 倍の年間 16 万人を超える観光客が訪れる観光地となりました。

また「西郷さあ展示館」のオープンや明治維新 150 周年に因んだ講演会やイベントが実施された他、南大隅牛が共進会で活躍し、作物では新たにパインアップルが生産され、パッションフルーツ、アボカドとあわせて、年間を通した熱帯果樹の推進と新規就農者確保の取組みが進みました。

平成 29 年度から進めてまいりました「町民が主役」の取組みでは、チャレンジ創生事業等の活用により、地域で様々な行事などが行われ、各地域にリーダーが生まれ新たな取組みが町の活性化に繋がっています。

ふるさと納税では、寄附件数が増え応援者が増加し、福祉関係においては、地区社協が設立されエリアの小さなところでも手の届く社協の取組みが、自助・共助に繋がっています。

更に、ネッピー・みさきちゃん奨学金制度の新設、町ブロンズ人材センターにおいては、地元雇用につながる仕組みづくりがスタートしております。

平成 31 年度は、更なる「関係人口拡大」に取り組めます。

鹿児島県の「どんどん鹿児島」観光戦略においては、「かぞくいろ」、「きばいやんせ！私」など鹿児島県が舞台の映画を活用した誘客促進や新たに整備する浮棧橋を活用した本港区や指宿、大隅地域などの新たな観光周遊ルートの開拓が位置づけられており、ますます南大隅町が注目される 1 年になると感じております。

全国の皆様に南大隅町を知っていただき、癒やしを求めて観光し、移住定住に繋がることを期待しているところであります。

今年のキャッチフレーズは、「IoT・AI を活用したスマートタウンの推進」を掲げ、平成 31 年の新年をスタートしました。

農業、観光、福祉、教育、防災など、全ての物がインターネットと繋がる IoT と AI などの新しい技術を取り入れたまちづくりを進めます。

光回線のインフラ整備や、5G 電波の推進など、町内で光回線が利用できていない地域も、民間との連携により環境整備を行いたいと考えております。

また、平成 31 年度を「民間投資の年」と位置づけ、民間投資に力を入れ、食・宿・土産などへの取り組みを推進します。

レストランやホテルなどの企業誘致や各産業での雇用確保に対する外国人雇用の検討も進めます。

町ブロンズ人材センターでは、町内外の会員登録を進め、新しいライフスタイルの提案、雇用の取り組みなど、お試し住宅の取り組み等とあわせ移住支援にも努めます。

また、「子育て応援センターみなまある」の立上げによるワンストップ窓口にて、移住定住・子育て支援を拡充をします。

各自治会・地域では、新たな地区社協の設立を進めます。

健康、安心安全、自助・共助、その地域のニーズに合わせた地区社協ではリーダー・人材が必要です。高齢化社会の中、地域担当職員が連携し、自治会の活性化と併せて取り組みます。

自治会では、森林法改正による入会林野事業を推進し、所有者不明、名義変更できない土地を行政が間に入り、名義変更し、新たな利活用を図ります。

「肝属郡医師会立病院」の移転建替え問題については、将来の医療、介護のあるべき姿を住民の皆さんや医療、介護関係者と考える検討委員会を発足しておりますので、引き続き協議を進めてまいります。

また、鹿児島国体に向けた自転車競技場建設及びオリンピック自転車競技強化や、トライアスロン・バイクの合宿誘致など、鹿屋体育大学と連携した取り組みを進めます。

映画「きばいやんせ！私」の全国公開、佐多岬のグランドオープン、新庁舎建設など「飛躍の年」になる平成 31 年度。新たな元号となり、南の最先端から鹿児島・大隅を明るくする施策の基本として、多くのご意見を賜りながら、町づくりに更なる努力と持続可能な事業推進に努めたいと考えています。

平成 31 年度の一般会計予算については、当初予算額が対前年度比 6.5%、4 億 2 千 9 百 89 万 6 千円増の総額 70 億 6 千 9 百 38 万 6 千円を計上させていただいております。

主な事業については、

庁舎建設事業に、3 億 8 千 9 百 17 万 5 千円。

公営横馬場住宅現地建替事業に、1 億 1 千 55 万 6 千円。

大泊野営場整備事業に、6 千万円。

準用河川久保下川改修事業に、5 千 66 万 5 千円。

かごしま国体実行委員会運営事業に、4千6百99万円。

観光協会運営事業に、3千6百58万3千円。

食の自立支援事業に、2千6百43万円。

佐多岬熱帯果樹施設整備事業に、2千1百85万1千円。

子ども医療費助成事業に、1千9百71万8千円。

スクールバス更新事業に、1千9百50万円。

消防ポンプ車購入事業に、1千8百70万円。

児童遊園整備事業に、1千6百57万6千円。

産業振興支援事業に、1千6百万円。

町体育館照明施設改修事業に、1千4百万円。

住み続ける住宅助成事業に、1千万円などとなっております。

歳入については、地方交付税に依存する状況が続いております。

予算の構成比を見ますと、自主財源率は24.9%であり、地方交付税が42.6%、地方債が15.7%、国・県支出金が13.8%という状況であります。

また、歳出については、総務費が37.6%の増。これは庁舎建設事業の増によるものです。教育費が16.8%の増。これはスクールバス更新事業、かごしま国体実行委員会運営事業の増によるものです。

土木費が7.6%の増。これは公営横馬場住宅現地建替事業等の増によるものです。

今年度も投資的事業の財源には、交付税措置のある有利な地方債を活用することとしております。その結果、地方債残高は、一時的に増加しますが、一般財源での負担を最小限に抑えるための措置であり、地方債残高と基金積立額のバランスに配慮しながら、引き続き将来に亘り、健全で持続可能な安定的財政運営に努めるところであります。

なお、歳入確保として取組んでおります基金の運用に関しましては、南大隅町資金管理及び運用規則等に基づき、複数年定期への増額や国債・地方債等の公共債券運用により、歳入の確保に努めているところであります。

然しながら、アメリカと中国の貿易摩擦、EUにおける離脱問題、韓国や北朝鮮との地政学リスクなど、世界経済の先行き不透明要素が多い中で、株価、為替、債券等にも大きな影響が予想されると思われませんが、日々刻々と変化する状況を的確に見極めながら、安全第一のもと債券等を運用し、資金管理運用収入の確保に努めます。

また、歳入全体の50%近くを占める普通交付税の合併算定替による交付も、平成27年度以降段階的縮減を経て、平成31年度が最終年度となります。

今後、各種事業実施にあたっては、国・県等上位機関の事業導入を進め、国県支出金の確保と併せ、有利な地方債の適切な運用により歳入確保を図ります。

次に歳出における分野ごとの概要についてであります。

第一次産業は、本町の基幹産業であり、この産業振興を発展させることで、地域を元気にすること、地域経済の活性化を図っていくことに、31年度も力を尽くしてまいります。

農業立町として、持続可能で力強い農業の実現に向け、発効されたEPAやTPPイレブンの動向を注視して本町の特性を活かした農林水産業施策を実施していきたいと考えています。

このため、地域に密着した産業である農林水産業の成長産業化を進め、長期的安定経営の維持・発展と、本地域ならではの温暖な気候を生かした野菜・果樹などの推進、高齢農家の所得向上に向けた労力軽減作目の推奨、ブロンズ人材センターや農業施設等利活用情報バンクの周知と活用、有害鳥獣対策・六次産業化を進めます。

これらの施策を進めるためには、関係機関との連携により、生産所得向上施策、就業者確保施策、有害鳥獣被害対策等について、国県の様々な事業を活用しながら、農業者の活用しやすい有利で着実な事業の推進に努めます。

本町の平成 30 年農林水産業生産額は現時点で、耕種部門はバレイショの価格低迷により 3 億円減少して 18 億円、畜産部門は仔牛の高水準の取引が続いているものの総体的には 6 億円減の 90 億円、水産・林業部門は 1 億円増の 40 億円で、総額 148 億円と見込んでおります。

平成 31 年度は、前年の生産額を踏まえ数値目標総額を 153 億円以上と設定して、農林水産業の成長産業化を進め、生産額の更なる増加と就業者の所得向上を図るため、「南大隅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「南大隅町農業振興ビジョン」に定める施策を進めます。

かごしまブランドであり、本町の耕種農業の中心的作目であるバレイショ振興については、継続した取組みが必要となります。高齢により耕作が困難となった一因には、収穫作業の労働力不足等にあると考えますので、本年度は、収穫機械等を調査し、有利な事業を活用しながら、次年度以降の作付けを取りやめることがないよう、毎年安定した作付面積の維持・拡大を推進します。

また、農業の生産現場における担い手の高齢化等を踏まえ、スマート農業の普及などによる稼げる農業、攻めの農林水産業の実現に向けた取組みを行う必要があると考えております。

そのため、施設園芸における IoT などの革新的技術の導入による生産性の高い技術力のある産業振興など、一次産業者の所得向上に貢献する新しい施策の推進にも力を入れてまいります。

畜産の振興については、引き続き地域の収益性向上等に必要な機械導入や施設整備等を支援し、経営基盤の強化を図るとともに、家畜伝染病の防疫・水際対策に努め、畜産環境整備を推進します。

今後とも畜産物の安心・安全で品質の高い生産支援に取り組みながら、特に肉用牛においては、2022 年度に開催される全国和牛能力共進会鹿児島大会に向け、南大隅牛の優良銘柄の確立や系統繁殖牛の造成を進めます。

林業の振興については、県内外から国外まで含め、木材需要が急増し、価格も安定していることから、伐採から造林までを計画的に進めていく必要があります。

現在整備を進めている中間土場につきましては、運用を開始して、事業量の拡大を目指し、地域の活性化を促進していきます。

また、町内の自治会等が管理している林野等を、農林業経営の健全な発展を目的として、入会林野の整備に着手していく予定です。

水産業の振興については、拠点である各漁港の整備や養殖漁業及び沿岸漁業の振興に努めます。

また、イワガキにつきましては、佐多岬の特産物としてアピールし、加工品の開発も進めていきたいと考えております。

今後も、漁業者及び漁業協同組合の経営安定化と漁業資源の開発・育成・保全・有利な流通開拓に努めます。

農業委員会の取組みとしましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が情報共有を図りながら、農地の効果的・効率的な利用を推進します。

本町の観光振興施策は、平成 26 年 3 月に策定した南大隅町観光振興基本計画を踏まえ、

「佐多岬へ人々を誘う本土最南端のまちづくり」を基本理念として観光協会や国、県のほか、大隅、南薩地域市町や広域団体など関係機関とも連携を図りながら積極的に取り組んできました。

注目を集めている「雄川の滝」は、昨年、NHK大河ドラマ「西郷どん」のオープニング映像に1年間放映され、8月10日には霧島錦江湾国立公園に編入されました。また、「佐多岬」においては昨年1月、展望台の一部が完成し供用開始され、来る3月24日グランドオープン記念式典を開催する予定となっているところです。

一方、観光協会においては、地域観光プロデューサーを招聘し、様々な事業を展開しております。

なかでも、「雄川の滝」のコンテナハウスによるカフェの事業や空中テント泊事業、お土産品や飲食メニューの開発事業等、これまでにない新たな取り組みがなされ、大きな成果に繋がっていると感じております。

また、本町の観光振興を推進する上で長年の懸案であった2次交通対策において、地元バス事業者による「根占港発着観光周遊バス」の運行が開始されたことなど、去年は好条件が整った年であり、「雄川の滝」には、対前年比3倍の16万4千人、「佐多岬」には、対前年比約2倍の9万5千人を超える観光客にお越しいただきました。

平成31年度は、この流れを崩すことなく観光振興を推進していかなければならない大変重要な年だと位置付けております。

このような中、今後の観光振興策の指針となる第2次観光振興基本計画については、「なんたん地域経済を活性化させる観光の振興」を基本理念に掲げております。

官民が一体となり観光を推進していく際には「消費に繋がる魅力的な商品づくり」の視点に立ち、観光振興を地域の活性化につなげていくことが重要だと考えます。

その上で、「佐多岬」と「雄川の滝」を本町の核となる観光資源と位置づけ、その他の資源と結び付けて更なる活性化を図ります。

併せて更なる誘客に向けたPRを強化し、適切な施設管理及び安全確保を図り、訪れる観光客に喜んでいただけるようなものにしていきたいと考えております。

「佐多岬」に加え、「雄川の滝」が霧島錦江湾国立公園に指定され日本を代表する自然の景勝地として認められました。

自然を守り、自然とふれあう場として誰もが利用できるよう適切な維持管理を行う必要があり、上質なサービスを提供するために、利用者からの駐車場代等の徴収について、国や県、霧島錦江湾国立公園関係市町とともに検討に入りました。

2020年度までに十分な周知期間を確保した上で、「佐多岬」、「雄川の滝」とともに徴収を開始したいと考えております。

観光協会では、引き続き地域観光プロデューサーを中心に、「佐多岬」を中心とした情報発信、体験型観光の推進、地域を巻き込んだ佐多エリアの観光拠点づくり事業などが計画されています。

観光協会や商工会などの関係機関と連携して観光振興を図ります。

また、新たに町内居住者や町外の関西、関東、郷友会などの町人会の皆さん、商工観光関連事業者、一般の南大隅町ファンの皆さんが一堂に会し、相互に情報交換、親睦、連携を図り、更なる関係人口拡大、観光振興を推進するため「南大隅フェア」の開催を計画しております。

一方、外国人観光客の受入体制も急ピッチで進めなければなりません。

国においては国立公園の魅力を高め、訪日外国人旅行者を積極的に呼び込み、地域の振

興に繋げていく「国立公園満喫プロジェクト」を掲げており、本町でも今後、環境省や県、関係市町、株式会社おおすみ観光未来会議をはじめとする関係機関と連携を図り、インバウンド対応を強化します。

地域振興施策の柱となる第2次総合振興計画は、平成31年度をもって前期計画が終了するため、社会情勢の変化に対応して、後期5ヶ年の施策の見直しを行ないます。

公共交通については、各種バス及び乗合タクシーの運行並びに山川根占フェリーの運航を継続しながら、利用者の声、地域の実情にあった交通体系の充実に努め、湾内交通、大隅縦貫道及びブルーラインの整備については、広域での取組みを進めます。

移住・定住の推進については、空き家・空き地バンクによる情報提供と移住・定住相談会等への参加、婚活イベントやお試し住宅を活用した移住体験ツアーの開催により、移住者の獲得に努め、定住促進住宅取得資金補助金制度など、移住・定住のための助成制度を継続してまいります。

お試し住宅は、空き家の活用と移住体験者の利便を図るため、計画的な整備に取り組めます。

地域おこし協力隊については、各分野で追加募集を行ない、起業等に対する支援策を充実します。

また、子どもにやさしく、子育てにもやさしい定住環境として、子どもの遊び場整備を進めます。

地方創生の取組みについて、ふるさと納税の寄附額、寄附者数は順調に推移していることから、引き続き、返礼品の拡充とPRに努め、町内特産品の販売を推進します。

また、地域再生計画に基づく制作映画の全国公開と都市部学生との交流・連携、関係各課で開催する観光・物産、移住交流イベントにより、将来の移住希望者獲得を目指しながら、企業版ふるさと納税の募集により新たに生まれた、南大隅町にルーツを持つ方々との繋がりを継続しながら、更なる関係人口の拡大を図ります。

商工業振興については、商工会会員の実施する店舗の拡充、新規の出店に対する支援制度を継続するとともに、町内消費を促進し、商店街の売り上げ向上による活性化策として、商工会が発行するネッピープレミアム商品券について助成します。

また、労働力不足の解消策として、ブロンズ人材センターとの連携を図るとともに、町内企業が雇用する外国人技能実習生などの居住として空き家を改修する経費について支援を行ないます。

続きまして、土木事業関連であります。第2次総合振興計画の骨子に基づき、自然環境と共生する基盤整備と町民の安全な暮らしを確保するため、計画的な社会基盤整備を進めるとともに、町民の安全性や利便性を考慮した計画的な維持管理に努めます。

道路基盤整備については、国・県の関連事業として、国道269号伊座敷トンネル整備事業や2020年かごしま国体の開催に併せ、県道563号辺塚根占線の出口地区における拡幅も着手され、早期完成に向けて整備が進められています。

また、地域高規格道路「大隅縦貫道」横別府大中尾間については、早期事業化と整備のスピードアップを求め、大隅縦貫道整備促進協議会と連携し、更なる要請活動に取り組めます。

町道関係については、町民各位からの数多くの要望をいただいておりますが、平成31年度当初予算では、道路新設改良工事においては3路線、道路維持工事につきましては11路線、また農道整備に2路線の整備費を計上しているところであります。

その他、地域の生活道路における除草を含めた道路維持、補修につきましては、シルバ

一人材センターや業者等への委託、また地域の方々の自主的な活動やボランティア等の協力を賜りながら、迅速な対応に心がけ、快適な生活道路の維持管理に努めます。

次に、河川関係であります。雄川の護岸・寄り洲の掘削及び樋門整備や県管理河川の転石除去など、災害の未然防止の重要性に鑑み、引き続き県への要望に努めるとともに、準用河川「久保下川」の護岸整備を継続して実施し、河川の流れを良好にするとともに住民生活の安全の確保に努めます。

農地・農業用施設の整備等については、引き続き、農作業軽減支援事業や小規模災害補助事業等による維持補修や原材料等の支援を行うことにより、農業従事者が効率的で安全性の高い営農を展開できるよう推進します。

次に、住宅環境整備関連であります。人口減少と共に増加しております空き家に対して、取崩しを希望される持ち主に30万円を限度として撤去費の一部を助成する「空家解体撤去事業」を引き続き実施し、撤去した跡地の利用についても「空き地バンク制度」の活用により、地域の交流広場や定住促進による地域活性化を推進します。

また、子育て世代、高齢者等にとって、快適で安心・安全な住宅環境の質の向上を目指すとともに、定住促進を図るため、引き続き「住み続ける住宅助成事業」を実施します。

町営・公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき「横馬場住宅」の第2期建替工事に着手するほか、既設住宅に設置してある火災報知機の取り替えや、長期的な視点で計画的な住宅ストックの整備を進めます。

次に、簡易水道事業についてであります。水道は人が生活を営む上で最も重要なインフラの1つであることは言うまでもありません。

安全で安定した給水を持続させるため、老朽化した施設の更新や改良を計画的かつ効率的に進め安定供給と併せて、平成32年4月企業会計への移行を見据えながら、事業経営の安定化に努めます。

議長（大村明雄君）

休憩します。

11 : 56
~
13 : 00

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

職員数については、本格的な少子高齢化や人口減少などの社会的課題に加え、地方自治体を取り巻く環境は絶えず変化していることから、今後も、適正な規模を維持しつつ、必要となる専門職の採用も行いながら、安定した行財政運営に努めます。

また、各課連携による組織力の強化を図るとともに、行政サービスの低下を招く事がないよう、人事評価制度の更なる充実とスキルアップのため自治大学校をはじめ、各種研修制度や人事交流制度を活用し、優秀かつ多様な人材の育成について積極的に取り組むことと

しております。

2020年度からスタートする会計年度任用職員制度においては、制度の趣旨を踏まえ、公務の効率的かつ適正な運営を推進するため、導入に向けた準備作業を進めます。

更に、重点施策を推進するため、新たに「IT推進室」、「子育て包括推進室」の2室を新設し、直面する課題に積極果敢に取り組むこととともに、国をあげて「働き方改革」が進められている中、業務効率の改善を図りながら、働きやすい職場づくりに努めます。

自治会等への支援については、引き続き「自治会チャレンジ創生事業補助金」、「元気みなぎる町民補助金」、「地域振興施設整備事業補助金」の積極的な活用と充実を図り、自発的に取り組む自治会活動を支援し、良好な地域社会の維持及び地域自治の振興を図ります。

庁舎建設事業については、2020年度中の新庁舎完成に向けて、引き続き事業を進めます。また、新庁舎の設備、現庁舎からの移転作業等、協議検討を進め、議会、行政、防災対策、社会教育等の拠点としての施設づくりを図ります。

なお、工事期間中は、役場及び周辺施設を利用される皆様及び周辺住民の皆様にご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたいと考えております。

町有財産の管理については、将来にわたる町有財産の適正な配置及び管理に資するため、「公共施設等総合管理計画」の施設ごとの「個別計画」の策定に着手します。

また、現在、佐多支所庁舎内に「佐多郵便局」移転の協議を進めております。来庁者の利便性を高め町有施設の有効活用を図る意味からも早期移転に努めます。

地域 ICT・IoT 時代の到来に伴い、本町における通信インフラの整備拡充を図るため、国・県や既存の通信事業者への要望及び新たな通信設備技術の発掘を行なっていきます。

また、限られた職員数の中、住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるため、必要な部署へは職員を配置できるよう、AI や RPA 等を活用した効率的な業務プロセスの導入を研究したいと考えております。

広報広聴の強化については、ホームページや「広報南大隅」等を活用し行政情報を提供することは基より、これまでの交流大使事業を見直し拡充するため、町外で活躍されている各地南大隅町人会や、町出身著名人の方々を、新たに「南大隅大使」として委嘱し、本町にゆかりのある「観光・歴史・文化・スポーツ・事業パートナー等」の方々を引き続き「南大隅交流大使」として委嘱することにより、観光振興、移住・定住や交流人口の増、ふるさと納税等に繋がる新しい情報の発信に努めます。

財政運営におきましては、町税を主とする自主財源の確保は極めて重要な課題ではありますが、本町の主産業である農業では、仔牛価格の高値安定は続いているものの、バレイショにおいて主産地との出荷時期の重なりによる価格下落や全国的な野菜価格の低迷の影響を受け、本年度における農業所得の税収は近年にない厳しい状況であります。

また、町税の約 50%にあたる固定資産税におきましても、相続者の財産放棄や居所不明等により、税の未納件数が増加している現状から、税収確保に一層の工夫が重要であると考えております。

そうした中、再生可能エネルギー産業の参入が多くなっており、これらに課する固定資産税の増収、更に観光産業の充実拡充に伴う外貨収入に期待したいところであります。

滞納整理につきましては、税の公平性の観点から適正課税と適正徴収を主眼におき、情報の共有を図りながら、法令に基づき換価性を優先しつつ財産処分を適正に執行します。また、収納率を高めるため、特に口座振替の普及に努めます。

軽自動車税の身体障害者等に係る減免申請の手続きについて、本年度を初年度として、減免申請書を提出して頂きますと次年度以降その手続きを省略できるという新たな制度を

スタートさせます。

これにより、身障者等の皆様が煩わしい手続きを簡略でき、これまで以上の便利性を感じて頂けるものと考えております。

地籍調査事業では、土地の境界などを数値データ化し明確になることから、不公平課税の是正、災害復旧や公共事業などが円滑に進められるようになります。今年度は、第6次10ヶ年計画の最終年度であります。第7次計画の2020年度から2029年度までの実施計画も策定することから、未実施地区においては、宅地の集中地区や災害予想地区、更に国・県道の整備計画等に照らし、実施地区を選定してまいります。

本町のみならず全国的に少子高齢化による生活様式の変化により、災害の潜在的な危険性は高まり、災害も複雑多様化するなど、昨今の消防防災を取り巻く環境は大変厳しくなっており、消防防災業務の充実強化とその重要性は一層高まっております。

今後、行政と関係団体、町民の皆様との連携が非常に重要となってまいりますので、「自分たちの地域は自分たちで守る、自助・共助」を基本に、社会環境の変化に即した消防防災力の充実強化を図りたいと考えております。

今年度は、神山分団の小型ポンプ軽自動車等を導入します。

小型ポンプ軽自動車につきましては、住宅密集地や山間部などの道幅の狭い場所での消火活動が可能となり、迅速な消火活動が行なえるものであります。今後も各分団の車両などの資機材を計画的に更新し、予期せぬ事態に備えます。

平成21年の東日本大震災や昨年の西日本豪雨等過去に例を見ない大規模気象災害を教訓に、今年度は「南大隅町地域防災計画」を抜本的に見直し、今後発生が懸念されている南海トラフ地震を踏まえた大規模災害における、町民の生命・財産の被害軽減や復旧復興を効果的に実施するために、本町の地域特性を反映した新たな「南大隅町地域防災計画」の策定に取り組めます。

また、災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務「非常時優先業務」を的確に実施するため、BCP（業務継続計画）が策定されたことを踏まえ、今後は業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を進めます。

交通安全対策については、毎月1回の定期的な街頭立哨や広報活動等による交通安全活動を錦江警察署や関係機関と連携をしながら、安全意識の高揚に努めるとともに、交通事故を未然に防ぐための安全な道路環境整備を進め、交通事故発生件数の削減を図ります。

次に福祉施策についてであります。

少子高齢化の進行はもとより、地域社会の機能や世帯構造が変化する中で、高齢者介護・福祉のあり方が大きな課題となっており、国においては、高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に向けて取り組みが始まっております。

本町におきましても、高齢者や障害者が住み慣れた地域で暮らすために、日常生活の中での福祉・生活課題を地域で把握し、解決を図る福祉の自治組織として「地区社会福祉協議会」の設置を平成29年度から進めているところで、平成31年度も引き続き、それぞれの地域事情にあった「地域共生社会」の実現のために「地区社会福祉協議会」の設置促進に一層努めてまいります。

高齢者福祉につきましては「生きがい対応型デイサービス事業」、「食の自立支援事業」、「寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業」等の各種サービス事業に加え、平成28年度から実施しています「福祉タクシー利用助成事業」を原付免許証・小型特殊免許証のみ保有の方

も対象とし、サービスの充実を図ります。

次に、障害者福祉につきましては、平成 29 年度策定しました「第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画」に沿って、障害の有無、程度によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、必要とする障害福祉サービス、相談、就業支援及び地域生活支援事業の充実を図り、障害者の自立と社会参加の促進に努めます。

児童福祉につきましては、本町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い「子育て支援特別手当」や「子ども医療費助成」、「保育料の軽減」などを実施し、保護者の負担軽減、就業機会の創出に一層努め、子ども・子育て支援法に基づき「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を策定し「子育てするなら南大隅町」をキャッチフレーズに子育て支援策を推進します。

次に、介護保険事業につきましては、その人の心身の状態に合った公正な介護認定や適正な給付に努め、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざして各種施策を推進します。

特に、肝属郡医師会立病院や錦江町と連携して切れ目のない医療・介護サービスの向上を目指し「在宅医療・介護連携推進事業」の充実や、認知症対策としまして、認知症初期集中支援チームによる「認知症総合支援事業」の更なる拡充に努めるほか、認知症サポーター養成講座等を実施し、認知症への理解と予防活動に努めます。

また、高齢者がいつまでも元気で生き生きと地域で生活できるよう、商品券付ポイント制度の「地域デビューでポイントアップ！事業」等の活用により、身体機能低下予防に重点をおいた運動教室やサロン等への参加促進「ころばん体操」の普及に努め、一人ひとりが生きがい、役割をもって生活できるよう支援に努めます。

子どもから高齢者まで、すべての町民が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、保健・医療サービスを充実させるとともに、町民の健康づくりに向けて、地域ぐるみの活動を推進します。

健康づくりについては、自分の健康は自分で守るという意識が必要です。疾病の予防や早期発見、早期治療のためには、健康診断の受診などを通じて多くの町民が健康意識の向上及び健康づくりに取組めるように支援を行うほか、運動指導・栄養指導を中心に生活習慣の改善に取組み、効果的な健康管理を行うことができるよう推進します。

母子保健については、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供するため「子育て応援センターみなまある」を設置し、妊娠、出産、育児に関する相談支援に加え、ワンストップ窓口にて移住定住・子育て支援を拡充し「この町で子育てしたい」まちづくりを目指します。

次に、国民健康保険事業については、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に当たっています。

市町村は、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行い、県並びに各市町村と連携を図りながら、スムーズな制度運営が出来るよう進めます。

また、国民健康保険財政の状況は年齢構成が高く、医療費水準が高いなどの構造的問題に加え、高齢化の進行、医療技術の進歩並びに新薬の開発、生活習慣病等の重症化等による医療費の増大により国保事業の財政は、ますます厳しい状況にあります。その為、特定健診をはじめとする各種健診や健康づくりに関する事業を実施し、医療費の適正化に努めるとともに国民健康保険制度の適切な運用を図ります。

高齢者医療制度については、広域連合や各関係機関との連携により制度の持続性を高めるため、世代間等の負担の公平を図り円滑な運営と元気で活力を維持できるよう健康増進事業に努めます。

次に、環境衛生については、循環型社会構築に向けて、限りある有効資源の保全のため、ごみの発生抑制や減量化、資源化を進め、環境負荷を少なくし、資源を有効活用するため、分別収集により再資源化を図っていきます。

また、生活排水処理施設整備では、生活排水による海・川などの公共用水域の汚染を防止するため、合併浄化槽の計画的な整備を図り、し尿及び生活排水の適正な処理により、生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止等に努めます。

地域医療の確保と医療体制についてですが、安心できる医療確保のため、佐多地区の医療体制については、佐多診療所と郡診療所が地域診療の核となり、肝属郡医師会立病院とおぐら病院の診療支援や医療機器の更新を行いながら、地域住民の医療に対する不安解消を図ります。

また、佐多歯科診療所につきましても引き続き指定管理を継続更新し、地域住民の口腔の健康増進を図り、子どもから高齢者の方々まで医療体制を維持し地域医療の充実を目指します。

なお、在宅当番医制事業や病院群輪番制事業の一次救急医療体制の確保を図るとともに、医師や助産師の不足を解消するため、大隅4市5町保健医療推進協議会で取組みを進めるほか、医師招聘対策事業を肝属郡医師会立病院と取組みを継続し、引き続き医師確保を図ります。

これらの事業の推進により、住み慣れた地域で子どもから高齢者までの町民の皆様が、いつまでも安心して暮らせるための環境づくりが構築できるものと考えております。

次に教育行政の推進についてであります。教育行政につきましては、子どもたちが未来社会を切り拓くための「資質、能力」の育成を目標として、知識の理解や質を更に高め確かな学力を育成し、また道徳教育の充実や体験活動を重視し、更に体育・健康に関する指導の充実を図ることで、豊かな心や健やかな体の育成に努めます。

そのために「南大隅町教育行政の大綱」に基づき、ふるさとを大切に「誇りのもてる教育・文化のまちづくり」を基本目標に、未来を担う子どもたちが、豊かな心とたくましい身体を持ち、自ら考え行動する「生きる力」を備え「ふるさとを愛し誇りにする子供」となる良好な環境づくりを推進します。

平成31年度の学校数及び学級数は、小学校2校17学級、中学校2校11学級、幼稚園1園3学級で、児童数290人、生徒数157人、園児数15人の計462人です。

学校教育関係では、保護者や地域住民・関係団体との連携を深め、学校応援団の活用など社会全体での教育力向上に努めます。

また、一人ひとりの個性に応じて、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくための教育環境や、教育体制の充実を図ることで「生きる力」を育む教育に努めます。

平成31年度は、ICT・IoT教育をより一層充実させ、児童生徒の理解力を深め、学力の向上を図ることを目的に、授業内容に即した情報を持ち運びできるタブレット型端末と授業内容を拡大化・可視化する大型ディスプレイの導入をはじめ、AIロボットのプログラミングに関する活動支援の整備を図り、よりきめ細やかな指導や支援に努めます。

また、教職員研修の充実や児童生徒の心の支えとなるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用で、安全・安心な学校生活を送ることができるよう信頼性の高い環境づくりを進めます。

佐多地区のスクールバス 3 台の更新を図り、通学路環境整備やスクールバスの安全運行、校内設備等の計画的な改善と整備に努めていきます。

平成 30 年度から運用を開始しましたネッピー・みさきちゃん奨学金制度の利用促進を図り、様々なスキルや資格を身につけた本町出身者が再びふるさとに戻り、活躍できるよう制度の内容を周知してまいります。

県立南大隅高等学校存続対策として、南大隅高校生徒寮に新たに女子寮を整備し、4 月より運営が開始されます。

男子寮とともに、共同生活の中で切磋琢磨できる環境をつくり、生徒の育成、確保に努めるとともに、地域に密着した魅力ある高校づくりを支援します。

学校給食では、児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、地元産の食材を中心に、食育の推進を図り、子育て世代支援と地産地消を目的とする地場産物購入助成を継続して、児童生徒に安心して安全なバランスのとれた給食を届けていきます。

社会教育では、人権啓発・家庭教育・高齢者の研修会などを開催し、関係機関・団体と連携するとともに、地区公民館活動を支援し心豊かで潤いに満ちたふるさとづくりを進めます。

青少年健全育成では、子どもたちは「町の宝」として、チャレンジスクール事業などの体験活動を行ないます。平成 31 年度は、中国庄行鎮を訪問して青少年交流事業を計画しております。また、ボランティア美化活動の「南端まちづくり活動」を続けるとともに、高校生クラブの育成を図っていきます。

図書館では、町民の読書活動を推進するために、質の高い図書館サービスを提供し、幅広い年齢層の図書館利用を推進します。

平成 31 年度から、新中学 1 年生に心豊かに成長するために人生の宝となる一冊を贈る「サードブック事業」を行なっていきます。

地域文化の高揚と文化協会の育成と、町内の歴史的資源としての文化財や伝統文化の保護活動を図ります。

社会体育では、スポーツの振興を図り、町民の親睦と健康増進を基本理念に、町民誰もが気軽に取り組めるスポーツイベントの推進や本町の雄大な自然や特色を活かした海・山を使ったスポーツの推進を図ります。

社会体育施設の適正管理として、利用者が安全に施設を使用して頂くため、町体育館の照明施設改修工事等を行い、体育施設としての良好な環境整備を図っていきます。

社会体育施設の充実として、大泊海浜公園多目的施設を整備する計画であります。ゲートボールやレクリエーション等ふれあいの場として幅広く活用して頂き健康増進を図っていきます。

来る 2020 年「第 75 回国民体育大会」に向けて、本年度はリハーサル大会「第 54 回全国都道府県対抗自転車競技大会」が開催されます。

鹿児島県では 48 年ぶり、本町では初の国民体育大会開催に向けて、県や競技団体等と連携を図り準備を進めております。

施設面では、県の事業により離島を除く九州唯一の 333m の競技場が完成します。併せて競技場周辺の環境整備も図り、大会に備えるとともに「自転車のまち南大隅町」の魅力を全国へ発信する絶好の機会と捉え、関係機関と連携を図り、記憶に残る大会になるよう努めます。

また今後は、各種大会や合宿等が多くなる見込みであり、競技力向上や地域コミュニティの活性化、相乗効果による経済効果も期待できると考えております。

以上、平成 31 年度を迎えるにあたり、町政運営の基本方針と各種施策について、平成 31 年度一般会計当初予算額 70 億 6 千 9 百 38 万 6 千円の計上等に基づく所信を申し述べさせていただきます。

町民皆様の理解を得られるよう職員全員で知恵を出し合い、引き続き限られた予算の効率運用を目指して、議会の皆様方のご指導ご協力を賜り、南大隅町の活性化と更なる発展に、誠心誠意努力してまいりますこととお誓い申し上げ、平成 31 年度施政方針とさせていただきます。

長時間のご清聴ありがとうございました。

引き続き、各議案の提案理由の説明に入りたいと思います。

《 提 案 理 由 》

議案第 59 号は、平成 31 年度南大隅町一般会計予算についてであります。

本件は、平成 31 年度南大隅町一般会計予算について「第 1 条 歳入歳出予算」、「第 2 条 債務負担行為」、「第 3 条 地方債」、「第 4 条 一時借入金」、「第 5 条 歳出予算の流用」を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 70 億 6 千 9 百 38 万 6 千円とするもので、前年度と比較して 6.47%の増となっております。

なお、主要な事業につきましては、施政方針と併せて説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

議案第 60 号は、平成 31 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本件は、平成 31 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について「第 1 条 歳入歳出予算」、「第 2 条 一時借入金」、「第 3 条 歳出予算の流用」を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 6 千 4 百 38 万 7 千円とするもので、対前年度比 6.93%の増となったところでございます。

議案第 61 号は、平成 31 年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本件は、平成 31 年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について「第 1 条 歳入歳出予算」、「第 2 条 地方債」を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 1 千 6 百 19 万 3 千円とするもので、対前年度比 30.38%の減となったところでございます。

議案第 62 号は、平成 31 年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてであります。

本件は、平成 31 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について「第 1 条 歳入歳出予算」、「第 2 条 地方債」を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 4 千 72 万 3 千円とするもので、対前年度比 14.27%の増となったところでございます。

議案第 63 号は、平成 31 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、平成 31 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、「第 1 条 歳入歳出予算」、「第 2 条 歳出予算の流用」を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13 億 1 百 43 万 7 千円とするもので、対前年度比 1.31%の減となったところであります。

議案第 64 号は、平成 31 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算

についてであります。

本件は、平成 31 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について「第 1 条 歳入歳出予算」を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 千 7 百 92 万 2 千円とするもので、対前年度比 8.19%の増となったところであります。

議案第 65 号は、平成 31 年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてであります。

本件は、平成 31 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について「第 1 条 歳入歳出予算」を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 千 1 百 54 万 1 千円とするもので、対前年度比 29.07%の減となったところであります。

議案第 66 号は、平成 31 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

本件は、平成 31 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、「第 1 条 歳入歳出予算」を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 3 百 45 万円とするもので、対前年度比 1.24%の減となったところであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。

総務課長（相羽康德君）

それでは、議案第 59 号 一般会計予算についてご説明いたします。

1 ページでございます。

議案第 59 号 平成 31 年度南大隅町一般会計予算

平成 31 年度南大隅町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 70 億 6 千 9 百 38 万 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 5 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（田中輝政君）

続きまして、南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

南大隅町特別会計予算書の1ページをお開きください。

議案第60号 平成31年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6千4百38万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7千万円とする。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしく申し上げます。

建設課長（熊之細等君）

それでは、次に議案第61号 平成31年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

20ページをお願いいたします。

議案第61号 平成31年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算

平成31年度南大隅町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1千6百19万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

以上、よろしく申し上げます。

支所長（馬見塚大助君）

それでは、議案第62号 平成31年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、ご説明いたします。

40ページをお開きください。

議案第62号 平成31年度南大隅町診療所事業特別会計予算

平成31年度南大隅町の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千72万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

以上、よろしく願い申し上げます。

介護福祉課長（下園ひとみ君）

続きまして、議案第63号 平成31年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

64ページをお開きください。

平成31年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

平成31年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1百43万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、議案第64号 平成31年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算につきまして説明いたします。

83ページをお開きください。

平成31年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算

平成31年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千7百92万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしく願いいたします。

支所長（馬見塚大助君）

それでは、議案第65号 平成31年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

91ページをお開きください。

議案第65号 平成31年度南大隅町下水道事業特別会計予算

平成31年度南大隅町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5千1百54万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

町民保健課長（田中輝政君）

続きまして、南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。

99 ページをお開きください。

議案第 66 号 平成 31 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 31 年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 3 百 45 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくお願ひします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第 59 号 平成 31 年度南大隅町一般会計予算について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 60 号 平成 31 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 61 号 平成 31 年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 62 号 平成 31 年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 63 号 平成 31 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 64 号 平成 31 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 65 号 平成 31 年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第 66 号 平成 31 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第 59 号から議案第 66 号までの 8 件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号から議案第 66 号までの 8 件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

引き続き予算審査特別委員会を招集します。

委員長、副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

全員協議会室をお願いします。

暫時休憩します。

13 : 50

～

13 : 57

（予算審査特別委員会正副委員長互選）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に木佐貫徳和君、副委員長に津崎淳子さんが互選されましたので報告します。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月19日 午前10時から開きます。

3月6日からは、予算審査特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 平成31年 3月 5日 午後 1時 58分